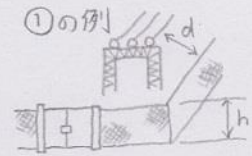


400. 発電所への立入りの防止

〈発電所への立入りの防止〉: 機械器具等(高圧または特別高圧の機械器具および母線等)を施設する発電所(発電所または変電所、開閉所もしくはこれらに準ずる場所)には、構内に取扱者以外の者が入らないように、下記①、②に示す措置を講じなければならない



①屋外に機械器具を施設する場合:

・柵・塀等を設ける事。特別高圧の機械器具等を施設する場合は、柵・塀等の高さ(h)と柵・塀等から充電部分までの距離(d)との和が右表に規定する値以上とする事

使用電圧の区分	柵・塀等の高さ(h)と柵・塀等から充電部分までの距離(d)の和
35kV以下	5m
35kVを超え160kV以下	6m
160kV超過	(b+c)m

・出入口に立入りを禁止する旨を表示する事

・出入口に施錠装置を施設して施錠する事

C: 使用電圧と160kVの差を10kVで除した値(小数点以下を切り上げる)に0.12を乗じたもの

②屋内に機械器具等を施設する場合:

・堅固な壁を設ける又は柵・塀等の高さ(h)と柵・塀等から充電部分までの距離(d)との和が上表に規定する値以上とする事。出入口に立入りを禁止する旨を表示する事。出入口に施錠装置を施設して施錠する事。※ただし、発電所を下記④、⑤のいずれかにより施設する場合は、発電所の周りに柵・塀等の施設や出入口に施錠装置を施設する等の措置を講じなくても良い

④工場等の構内に機械器具等を施設する場合: 工場境界内全般に柵・塀等を施設して一般公衆が立ち入らないように施設し、発電所等に危険である旨の表示をし、かつ機械器具等を次のいずれかにより施設する場合 [高圧の機械器具等]: 屋内でかつ取扱者以外の者が出入りできないように措置した場合。地表上4.5m以上(市街市では4m)の高さに施設し、かつ人が触れる恐れが無いように施設した場合。コンクリート製の箱又はD種接地工事を施した金属製の箱に収め、かつ充電部分が露出しないように施設した場合。充電部分が露出しないように施設し、かつ簡易接触防護措置を施した場合 [特別高圧の機械器具等]: 屋内でかつ取扱者以外の者が出入りできないように措置した場合。地表上5m以上の高さに施設し、充電部分の地表上の高さを上表に規定する値以上とし、かつ人が触れる恐れが無いように施設した場合。絶縁された箱又はA種接地工事を施した金属製の箱に収め、かつ充電部分が露出しないように施設した場合。充電部分が露出しないように施設し、かつ簡易接触防護措置を施した場合。解釈第108条に規定する特別高圧架空電線路に接続する機械器具を、解釈第21条の規定に準じて施設した場合 ⑤風力発電所・太陽光発電所等に機械器具等を施設する場合: 発電所等に危険である旨の表示をし、高圧または特別高圧の機械器具相互を接続する電線を取扱者以外の者が立ち入る場所に施設し、電線路の規定(解釈第3章)に準じて施設し、かつ機械器具等を次のいずれかにより施設する場合 [高圧の機械器具等]: コンクリート製の箱又はD種接地工事を施した金属製の箱に収め、かつ充電部分が露出しないように施設し、箱を施錠する場合。充電部分が露出しないように施設し、かつ簡易接触防護措置を施した場合 [特別高圧の機械器具等]: 機械器具を絶縁された箱またはA種接地工事を施した金属製の箱に収め、かつ充電部分が露出しないように施設し、箱を施錠した場合。充電部分が露出しないように施設し、かつ簡易接触防護措置を施した場合

立ち入り禁止と危険と2種類の表示が有るのね



表の5mと6mは覚えておこう

